

平成 26 年 7 月 3 日
公益社団法人日本技術士会

「技術士 CPD 制度」について

1. 技術士 CPD 制度の経緯

平成 12 年の技術士法改正により、技術士の資質向上を図るため継続研鑽（CPD）が責務として明文化された。これにより日本技術士会では、技術士 CPD を推進しており、平成 14 年から CPD 記録の登録受付を開始した。

また、平成 17 年 4 月より本人の実績登録に基づく「技術士 CPD 登録証明書」を発行し、平成 18 年 3 月からは、CPD 登録を行っている会員で、一定要件（2 項参照）を満たす者を「技術士 CPD 認定会員」として認定する制度を発足させ、CPD 制度の普及・推進に努めてきた。

平成 20 年度からは「技術士 CPD 認定会員」に対して、「CPD 定期審査」を実施し、認定会員の要件を満たしているか定期的に審査し、CPD 登録内容の質の維持・向上に努めている。

<参考：CPD 記録の登録者数等>

- ・ CPD 記録の登録者数 8,660 名（H26.3.31 現在）
- ・ CPD 登録証明書の発行件数 359 件（H25 年度）
- ・ CPD 認定会員数 815 名（H26.3.31 現在）

2. 技術士 CPD 認定会員の条件

- ① 会費等に未納がないこと
- ② 申請時点で、以下の条件をすべて満足すること
 - ・ 過去 3 年度間で 150CPD 時間以上の実績があること
 - ・ 過去 3 年度間において、各年度 30CPD 時間以上の実績があること
 - ・ 過去 3 年度間において、少なくとも「A 一般共通課題」が 2 項目、「B 技術課題」が 1 項目の実績があること
 - ・ 過去 3 年度間において、実施形態の 10 形態のうち、少なくとも 3 形態の実績があること
 - ・ 記録内容が、「CPD の実施形態と時間重み係数（CPDWF）及び CPD 時間の関係」に基づいていること

注）上記条件が満たされているか、CPD 記録の内容を確認

3. 技術士 CPD 登録証明書

（1）発行の条件

平成 26 年 3 月まで	平成 26 年 4 月から
① 「技術士 CPD 認定会員」であること	① 「技術士 CPD 認定会員」であることを条件とせず、登録者の申請に応じた期間の登録証明書を発行
② 年間の CPD 時間が 30CPD 時間に満たない場合は証明書を発行しない。	② 登録証明書の対象期間は過去 5 年分までとする。
③ 登録証明書の対象期間は過去 5 年分までとする。	③ WEB 登録者であること
④ WEB 登録者であること	

注）発行にあたり CPD 記録の内容を確認

注）証明書発行の要件変更により、発行件数は昨年度の同一期間と比し 2.3 倍

25.4～5 月：91 件、 26.4～5 月：213 件

(2) 証明書の用途

- | | |
|-----------------|-----|
| ①国交省各整備局への提出 | 60% |
| ②資格更新のため | 17% |
| ③地方自治体への提出 | 13% |
| ④国交省以外の国の機関への提出 | 4% |
| ⑤その他 | 6% |

以上のことから、CPD 登録証明書発行の依頼は約 8 割が建設部門をはじめとする土木分野の技術士である。

4. CPD 定期審査

- ①「技術士 CPD 認定会員」の中から無作為抽出（約 10%）し、年 1 回実施
- ②審査の基準は「技術士 CPD 認定会員」の条件と同様
- ③審査結果は文書で通知し、認定条件に適合しない場合は、修正・改善を求める。
- ④審査結果の概要をホームページに開示する。

5. CPD 実施状況

委員会、部会、地域本部等の主催により講演会・見学会・研修会等を開催し、平成 25 年度は全体で 550 回を超えている。

- ①委員会主催の講演会等：約 30 回
 - 「ビックデータと統計科学の実践的利活用事例」（参加者 109 名）
 - 「放射能による被ばくリスクと放射線防護をどう考えたらよいか？」（参加者 132 名）
- ②部会主催の講演会・見学会等：約 200 回
 - 「超精密位置決め技術の変遷と最新技術」（参加者 49 名）
 - 「首都高速道路 横浜環状北線本川シールド工事」見学会（参加者 33 名）
- ③地域本部主催の講演会・見学会等：約 320 回
 - 「地域の復興・再生」（北東 3 地域本部技術士交流会）（参加者 77 名）
 - 「地域存続に向けた相互扶助と技術士に期待されるもの」
（西日本技術士研究業績発表大会）（参加者 92 名）

6. 技術士 CPD 制度の課題・問題点

- ①CPD は国交省等一部の機関で活用されているのみで、地方自治体、民間等では進んでいない。
- ②関連する分野の学協会では CPD 協議会を設立し連携を図っているが、CPD の形態、時間重み係数、登録上限時間等は各 CPD 登録機関の運用に委ねており、異なるケースがある。
- ③建設系 CPD 協議会の加盟学協会をはじめ CPD 登録機関が多数存在しており、技術士においても他の登録機関に CPD 登録している者がいる。
- ④地域における CPD の実施や他の CPD 実施学協会との連携を促進し、CPD の拡大、充実を図る。

以上

■ 技術士CPD登録証明書

会員・非会員に関わらず申請に応じた期間の「技術士 CPD 登録証明書」を発行します。発行にあたっての手続き等は次のとおりです。

- ① 登録証明の対象期間は、過去 5 年分までとする。
 - ② 証明書の発行は、WEB 登録された CPD 記録を基本とする。
 - ③ 証明書は、対象期間の CPD 時間の合計、並びにその内訳の課題毎の CPD 時間の合計及び実施形態毎の CPD 時間の合計を記載する。
 - ④ 証明書の発行は、日本技術士会ホームページからのWEB申請により発行する。
 - ⑤ CPD 登録実績が WEB 登録でない場合は、登録証明書を発行しない。
 - ⑥ 登録された記録内容の審査のために、依頼から発行までに 2 週間程度必要である。ただし、審査での質疑応答及び修正時間は含まない。
- 発行にあたっては、CPD 記録の内容審査を行います。

■ 技術士CPD認定会員制度

日本技術士会は、CPD 制度の推進のため、平成 18 年 3 月から技術士 CPD 認定会員制度を発足させました。

本制度は、日本技術士会会員（技術士）が一定以上の継続研鑽を重ねていることを証明し、社会的に活用されることを目的として、会員（技術士）本人からの申請により、公益社団法人日本技術士会 CPD 認定会員であることを認定するものです。認定の証しとして認定会員証（文書とカード）を交付し、日本技術士会HPの「CPD 認定会員一覧」コーナーにおいて氏名等が公表されます。また、WEB 会員名簿で CPD 認定会員であることを表示します。なお、認定の有効期間を 3 年間とし、引続き認定を求める場合は更新申請が必要となります。

CPD 認定会員の条件は次のとおりです。

- ① 正会員で会費が未納でないこと
 - ② CPD 実績の登録は、WEB 登録とし、原則 CPD 実施後3ヵ月以内に登録すること
 - ③ 申請時点で以下の条件をすべて満足していること
 - ・過去 3 年度間で 150CPD 時間以上の実績があること
 - ・過去 3 年度間において、各年度 30CPD 時間以上の実績があること
 - ・過去 3 年度間において、少なくとも A 一般共通課題が2項目、B 技術課題が 1 項目の実績があること
 - ・過去 3 年度間において、実施形態の 10 形態のうち、少なくとも 3 形態の実績があること
 - ・記録内容が、「CPD の実施形態と時間重み係数 (CPDWF) 及び CPD 時間の関係」に基づいていること
- 認定会員の認定申請（新規・更新）にあたっては、上記③が満たされているか、CPD 記録の内容審査を行います。
- 上記に加え年 1 回、認定会員の中から無作為に抽出し、上記③が満たされているか、CPD 記録の内容審査を行います。

■ 技術士CPDの登録・証明書の発行等の手数料

項目	区分	手数料	
技術士 CPD 登録	WEB 登録	会員	無料
		非会員	8,000 円 / 年度 (パスワードの再発行は無料) ^{注1)}
	文書登録	会員	1,000 円 / 年度
		非会員	10,000 円 / 年度
CPD 登録証明書 (WEB 登録)	会員	1,000 円 / 部 ^{注2)}	
	非会員	5,000 円 / 部 ^{注3)}	
CPD 認定会員 (WEB 登録)	会員	3,000 円 / 回	

注1) 現在 (平成26年4月1日時点)、「CPD登録技術士 (非会員)」の認定を受けている非会員は、認定の有効期間中は5,000円/年度

注2) CPD記録シートを添付する場合は1,500円/部

注3) CPD記録シートを添付する場合は7,000円/部

見本

技術士 CPD 登録証明書

(氏名) 技術士 太郎 (技術部門) ○○部門
(登録番号) *****

対象期間: 2010年4月 ~ 2013年3月
合計CPD時間: 177.5 CPD時間
課題別CPD時間:

課題区分	CPD時間
A 一般共通課題	120.5
B 技術課題	57.0
合計	177.5

形態別CPD時間:

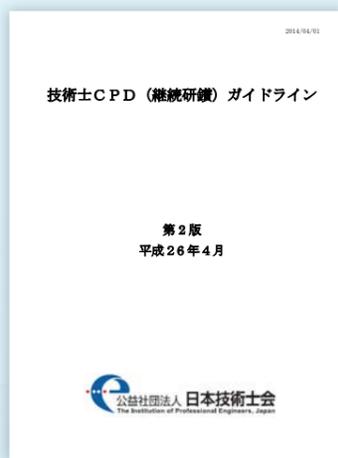
形態区分	CPD時間
1.講習会・研修会・講演会、シボシガ等への参加(受講)	102.5
2.論文等・報告文などの発表・査読	30.0
3.企業内研修(受講)	10.0
4.研修会・講習会などの講師・修習技術者指導	0.0
5.産業界における業務経験	15.0
6.資格取得、委員会活動、大学等での研究開発、読書執筆、自己学習など	20.0
合計	177.5

あなたのCPDの実績については、本会に上記のとおり登録されていることを証明します。 *****年**月**日
公益社団法人日本技術士会 会長 ○○ ○○

技術士 CPD 登録証明書の見本



CPD 認定会員証(カード)の見本



技術士 CPD ガイドライン(第2版)
詳しくは下記ホームページをご覧ください
日本技術士会 CPD ホームページ
<http://www.engineer.or.jp/sub05/>

「技術士の資質の向上」を目指した Continuing Professional Development

技術士CPD

平成26年(2014年)4月1日から 技術士 CPD ガイドラインを改訂しました!

今日、技術士 CPD が対外的に評価を受ける機会が増えています。その現状を踏まえて、技術士の継続研鑽に対する信頼性の確保と CPD 実績記録に基づく技術士 CPD 登録証明書の質を担保する必要があります。このため、平成 23 年 4 月には、CPD 実績記録の質の担保と登録簡素化を念頭に置いて、「技術士 CPD ガイドライン (第 1 版)」を策定しました。

その際、技術士 CPD 認定会員であることを技術士 CPD 登録証明書の発行要件としていましたが、今回、**技術士 CPD 認定会員であることを要件とはせず、会員・非会員に関わらず申請に応じた期間の技術士 CPD 登録証明書を発行することとしました。**併せて、「技術士 CPD ガイドライン (第 1 版)」の運用実績をもとに、「技術士 CPD の実施形態と時間重み係数及び CPD 時間の関係」をより分かり易くするための見直しを行いました。

今回見直しの主な内容

- ① 会員・非会員に関わらず申請に応じた期間の「技術士 CPD 登録証明書」の発行
- ② 非会員を対象とした「CPD 登録技術士(非会員)」の廃止
- ③ 「技術士 CPD 登録確認書」の廃止
- ④ 「技術士 CPD の実施形態と時間重み係数及び CPD 時間の関係」の改訂

CPD 記録の登録にあたっては、必ず「技術士 CPD ガイドライン(第2版)」(平成 26 年 4 月)をご覧ください。簡潔に分かり易い内容で登録してください。特に、CPD 記録は、業務や活動記録を登録するものではない点を念頭に、技術士 CPD としてふさわしい内容の CPD 登録が、技術士 CPD 制度の社会的信頼を高める第一歩であることをご理解のうえ、継続研鑽に励み、CPD 登録をお願いします。

技術士CPD(継続研鑽)制度

平成 13 年より、技術士の資質向上を図るため CPD の実施が技術士の責務として位置づけられています。

■ CPDの目的

技術士は、高等の専門的応用能力を有した技術者として、次のような視点を重視した CPD に努めることが必要です。

- ① 技術者倫理の徹底
- ② 科学技術の進歩への関与
- ③ 社会環境変化への対応
- ④ 技術者としての判断力の向上

■ CPD時間の目標

- 目標として年平均50CPD 時間、3 年間に150CPD 時間のCPD 実施が望まれます。
- CPD 時間は、CPD に実際に要した時間に、CPD の内容を勘案した時間重み係数 (CPDWF) を考慮します。
(CPD 時間=実時間×CPDWF)
- APEC エンジニアは更新期間の5 年間に250CPD 時間が必要です。
- CPD認定会員は、直近の3年間で150CPD時間以上登録していることが必要です。

■ CPDの課題及び実施形態

技術士には、CPD の目的に適したものを自主的に選択して実行することが求められます。自分の置かれている立場を考慮して、CPD 課題と CPD 実施形態をバランス良く実施するとともに、計画的な実施を心掛けてください。CPD の課題と実施形態については、「CPD の課題区分と項目」「CPD の実施形態と時間重み係数及び CPD 時間の関係」の表をご参照ください。

■ CPDの記録・登録

- CPD 記録の登録は、日本技術士会のホームページから WEB で随時登録(入力)ができます。
- ID・PW を取得してください。日本技術士会会員の方は、会員 ID・PW を使用してください。
- 未入会の技術士の方は、手数料がかかります。
- 文書登録の手続きについては、日本技術士会ホームページをご覧ください。(可能な限り WEB 登録をお願いします)

CPDの課題区分と項目

課題区分	課題項目	内 容
A 一般共通課題	1.倫理	倫理規程、職業倫理、技術倫理、技術者倫理 (技術の人類社会に与える長期的・短期的影響の評価を含む技術士に課せられた公益性確保の責務等)
	2.環境	地球環境、環境アセスメント、地域環境、自然破壊等の環境課題の解決方法等
	3.安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法(PL法)等
	4.技術動向	新技術、情報技術、品質保証、規格・仕様・基準(ISO、IEC)等
	5.社会・産業経済動向	国内・海外動向(国際貿易動向、GATT/WTO、ODAなど)、商務協定並びに技術に対するニーズ動向、内外の産業経済動向、労働市場動向等
	8.マネジメント手法	工程管理、コスト管理、資源管理、維持管理、品質管理、プロジェクト管理、MOT、リスク管理、知財管理、セキュリティ管理等
	9.契約	役務契約、国際的な契約形態等
	10.国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション、海外(学会・専門誌)への論文・技術文書の発表・掲載、国際社会の理解、各国の文化及び歴史等
	11.その他	教養(科学技術史など)、一般社会との関わり等、及び上記1～5、8～10に含まれないもの
	B 技術課題	1.専門分野の最新技術
2.科学技術動向		専門分野、科学技術政策、海外の科学技術動向等
3.関係法令		業務に関連ある法令(特に改定時点)
4.事故事例		同様な事故を再び繰り返さないための事例研究(ケーススタディ)及び事故解析等
5.その他		上記1～4に含まれない技術関連事項等

*A一般共通課題の6及び7は、項目を統合したので欠番です。

CPDの実施形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係

実施形態	内 容	登録コード	CPDWF 時間重み係数	CPD時間	CPD時間 (上限)	
1.講習会、研修会、講演会、シンポジウム、見学会等への参加(受講)	日本技術士会、大学、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、民間団体及び企業が公式に開催するもの	100	1	1×H H:受講時間	—	
	注1)CPDの内容は、演題、講師名(所属)だけでなく、テーマやキーワード等で、できるだけ自己研鑽効果がわかるように具体的に記入する(WEB登録の場合、256文字以内) 注2)企業が社員向けに開催する技術向上に資する研修会への参加は形態「3:企業内研修」で計上する 注3)異業種交流会、プライベートな研究会、展示会等への参加は、形態「6-5」で計上する 注4)研修・講演、見学会での移動・休憩時間、懇親会等はCPDとして計上しない(主催者が指定するCPD時間若しくは実時間のみ計上する) 注5)総会等で講演が含まれる場合は、講演の時間のみ計上する 注6)資格取得のための受講等は計上せず、取得時に形態「6-1」で計上する(資格更新のための受講は形態「1」で計上する) 注7)2日以上連続して受講した場合は、1日ごとに分けて計上する					
2.論文・報告文などの発表・査読	(1)日本技術士会、学協会、民間団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	210	3	3×H H:発表時間	—	
	(2)日本技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表	学術雑誌への査読付技術論文発表	221	2	2×H H:作成時間	30時間/件
		上記以外	222	1	1×H H:作成時間	10時間/件
	(3)日本技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読	231	1	1ページ ×0.25H	5時間/件	
	注1)口頭発表時間は実時間×3で計上し、他の聴講時間は形態「1」で計上する 注2)論文作成は、論文等を1ページ当り3時間を上限で換算する 注3)連名・共著の場合は本人が関わった実時間を計上する 注4)口頭発表のための予稿集、パワーポイント等の説明資料の作成は含めない 注5)同一内容について別の場で発表した場合は、一回のみ計上、CPDの重複計上をしない 注6)論文作成したものを口頭発表する場合は、(1)(2)を別々に計上する 注7)パネルディスカッションのパネリストの場合は、全体の討議時間を計上する 注8)展示会・ポスターセッションの説明は、形態「6-5」で計上する 注9)業務での報告書作成は「論文発表」として計上できない					
3.企業内研修(受講)	研修プログラム及びOJTプログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの	集合研修(研修プログラムによる実施)	301	1	1×H H:受講時間	20時間/年度
		個別研修(OJTプログラムによる実施)	302	1	1×H H:受講時間	10時間/年度
	注1)講師を務めた場合は形態「4」で計上する 注2)管理職研修、プロポーザル作成、社内マネジメントシステム、安全衛生などの業務に密接に関連する教育訓練、社内会議等は計上しない 注3)資格取得のための企業内研修等は計上せず、取得時に形態「6-1」で計上する					

実施形態	内 容	登録コード	CPDWF 時間重み係数	CPD時間	CPD時間 (上限)	
4.研修会・講習会などの講師・修習技術者指導	(1)日本技術士会、大学、学協会、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会、技術説明会の講師等	大学、学術団体等の研修等の講師	411	2	2×H H:講演時間	25時間/年度
		自社及びその関連企業での研修会等の講師	412	1	1×H H:講演時間	15時間/年度
	(2)修習技術者等に対する具体的な技術指導(修習ガイドブックに示す「基本修習課題:専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に該当するものに限る)	420	1	1×H H:指導時間	15時間/年度	
	注1)コンサルタント業務、ISO審査、内部監査は計上しない 注2)業務上の指導は計上しない(組織内で日、週、月、年単位で企画され実施される指導は業務) 注3)技術士等の資格受験指導は計上しない 注4)同じ教材で行う研修会・講習会は、一回/年度のみ計上する 注5)大学の非常勤講師等は計上しない(単発の特別講義を除く) 注6)小・中・高での理科教育の講師は形態「6-5」で計上する					
5.産業界における業務経験	(1)業務上で技術的成果をあげ、グループ及び個人(本人)が表彰を受けた業務(注1・2・3)		510	1	20時間/件 (1件当りの上限)	—
		基本特許	521	1	40時間/件	—
	(2)特許出願(発明者に限る)(注4)	周辺特許	522	1	15時間/件	—
	注1)グループ名で表彰を受けた場合は、そのグループの責任者(長)の場合20時間/件を、担当者、照査の場合10時間/件を上限として計上する。同一業務における表彰は20時間を上限とする 注2)表彰は、証明するものが必要 注3)組織(企業)内での表彰は、その組織(企業)の代表者からのものに限る 注4)特許の共同出願の場合は人数を記入し、上記CPD時間を限度に本人の貢献度に応じて案分して計上する					
6.その他	技術士の資質向上に役立つものに限る					
6-1 公的な技術資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得	610	1	10時間/資格 (1資格当りの上限)	20時間/年度	
	注1)技術士第二次試験と同等の難易度の資格を除き5時間/資格を計上する 注2)資格の更新は計上せず、更新のための講習会は形態「1」で計上する 注3)技術資格ではないその他資格(TOEIC等)の取得は、形態「6-5」で計上する					
6-2 公的な機関での委員就任	政府・地方自治体等機関、学協会等の審議会・研究会の委員(年間を通じた活動であるもの)	620	1	1×H H:会議時間 (時間/年度)	10時間/会	
	注1)同一委員会内の小委員会、WG等は別途に計上しない 注2)通年の活動として年度毎にまとめて上限時間内で計上する					
6-3 大学、研究機関における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加	大学、研究機関等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加	630	1	1×H H:参画時間 (時間/年度)	20時間/件	
	注1)業務上のJICA技術協力等は計上しない(業務委託契約及び雇用契約での業務以外の案件に限る) 注2)日常業務を除く 注3)JABEE審査は、大学等における技術者育成に関わる協力と位置づけ、年度あたり10時間を上限として計上できる					
6-4 技術図書の執筆	成果が明確なもの	技術図書執筆(学協会が出版・監修した図書)	641	1	1×H H:執筆時間	15時間/件
		翻訳を含む技術図書執筆(前記以外の図書)	642	1	1×H H:執筆時間	10時間/件
	注1)技術図書の執筆は、技術的内容を明確に記録する(業務で作成した技術図書は含まない) 注2)出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数の他、執筆内容をキーワードで記入する					
6-5 自己学習他	上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの 注1)自己学習には学協会誌の購読、放送大学・TVの視聴、e-ラーニング等が含まれる 注2)大学、大学院、職業訓練を受講する場合は上限時間内で計上する	650	1	1×H H:履修時間	10時間/年度	

《登録にあたっての注意事項》

- 登録は、CPD行事参加票等の証拠となるエビデンスに基づき登録すること(エビデンスの保管期間:5年間)
- 実施形態及び内容は、各区分の注意事項を厳守すること
- CPDWF(時間重み係数)は、本表に従い登録すること
- CPD時間の登録方法
【例えばCPD時間が1時間30分の場合】《WEB登録》1時間30分《文書登録》1.5時間
- CPD時間(時間)は、実質の時間を登録すること
(4時間を超える講習会、研修会等で休憩時間が差し引かれていない場合は、審査時に一律15分を差し引く)
- 年度とは、4月1日より翌年の3月31日の1年間とする
- CPD時間(上限)は、年度若しくは件のCPD時間の上限であり、これを超えて入力する場合はCPDのWEB登録の「表示」画面で選択欄を「非表示」とする
(上限時間を超えている場合は、審査時に超過時間分を差し引く)
- CPDに関わる関係者が、CPDと業務との見分けが判断できないものは登録しないこと
- CPDに関わる関係者が、CPDとして理解できないものは登録しないこと